

教育情報に関する連絡表

【 教育情報提供者記入欄 】		情報提供年月日	平成28年 9月 4日	
情報提供者等	(フリガナ) 氏 名		性 別	① 男性 ② 女性
	住 所	岐阜県 北方 市 町 村 (郡名は記入しない。)		
	年 齢	① 20歳代 ② 30歳代 ③ 40歳代 ④ 50歳代 ⑤ 60歳代		
	情報の種類	① 意見 ② 要望 ③ 情報提供 ④ 質問		
	回答の希望	① 教育委員会の回答を希望 ② 教育情報のみで 回答は不要		
情報のテーマ	(1テーマにつき、1枚の連絡表をご使用ください。)			
6月10日 時の記念日				
<p>6月10日は「時の記念日」です。北方町には北方町指定文化財の「時の太鼓」があります。</p> <p><時の太鼓></p> <p>寛文8年(1668年)、加納藩主松平波守光重の三男、戸田光賢(光直)は五千石を分地され、北方戸田家が成立しました。北方城の跡地に陣屋を設けて明治2年(1869年)版籍奉還まで領主を歴任し周辺地域の中心地として繁栄しました。</p> <p>元禄10年(1697年)北方領主戸田光賢は、将軍徳川綱吉に馬術の妙技を上覧し、その褒美に御三家以外は使用できないという「時の太鼓の打ち上げ打法」を賜りました。明治時代になり、時の太鼓は時代の流れの中でその役割を終え、長い間日の目を見ることはありませんでしたが、北方町文化財保護協会の発足を機に昭和56年ごろから「時の記念日」に昔ながらの打ち方で、時を告げています。</p> <p>時の記念日の6月10日に、時の太鼓は「明六ツ」～「暮六ツ」まで7回打ちます。</p> <ul style="list-style-type: none">・明六ツ・・・午前4時37分五ツ・・・午前7時2分四ツ・・・午前9時27分九ツ・・・午前11時52分八ツ・・・午後2時17分七ツ・・・午後4時42分暮六ツ・・・午後7時7分・・・日の出から日の入りまで約2時間25分間隔で太鼓を打ちます。 <p>時の記念日には毎年、町内の幼、保育園児、町内の各小学校3年生の児童、北方町文化財保護協会、北方町婦人会、その他保護者、関係者が「時の太鼓」の所在地、西順寺に集まり、昔ながらの太鼓の打ち方を聴いたり、歴史を学びます。そして、婦人会の皆さんが「北方踊り」「北方シャンソン」という踊りを、子どもたちと共に踊り交流を深めます。最後には、実際に「時の太鼓」を打たせてもらうことができます。</p> <p>わが町の歴史を学び、実際に触れ、地域の方と交流を深めることもできる、重要な活動となっています。</p>				